

入札監理小委員会
第690回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第690回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年5月30日（火）15：58～17：28

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- J I C A地球ひろば企画運営管理業務（（独）国際協力機構）
- （独）国民生活センター施設の運営等業務（（独）国民生活センター）
- 水産物流通調査業務（水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）調査業務委託）（農林水産省）

3. 閉会

<出席者>

古笛主査、石田副主査、辻副主査、石村専門委員、稲生専門委員、小松専門委員、
清水専門委員

（独立行政法人国際協力機構）

広報部 地球ひろば推進課 畔上 課長

（独立行政法人国民生活センター）

総務部 会計課 小林 課長

総務部 管理室 塚越 室長

（水産庁）

漁政部 加工流通課 竹田 課長補佐

漁政部 加工流通課 贅田 課長補佐

（事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(独立行政法人国際協力機構 入室)

○事務局 それでは、ただいまから第690回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、JICA地球ひろば企画運営管理業務の実施状況につきまして、独立行政法人国際協力機構広報部地球ひろば推進課、畔上課長から御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は要点に絞り簡潔に10分程度でお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

○畔上課長 ありがとうございます。本日よろしくお願いいたします。JICAの畔上と申します。

資料に沿って概要を10分ぐらいで御説明させていただきます。

まず、事業の概要ですけれども、地球ひろばというのは市ヶ谷にある展示型の施設でして、主に学校の児童生徒や市民に対して、世界の現状や課題、国際協力などの事業について説明する案内業務を主たる内容としております。その業務の委託となります。

なお、説明だけでなく、ワークショップや案内人との対話を通じて、生徒自身に考えてもらうようなこともしておるところです。つまりこの契約では展示施設とワークショップや体験談を一体となって実施しているものです。

実施期間は、令和2年10月17日から令和6年10月15日の4年間、受託事業者は公益社団法人青年海外協力協会となります。

今回の事業評価期間は、最初の2年半、2年10月17日から5年の3月30日までということになります。

6の契約金額は、3億5,800万になっています。

7の受託事業者の決定の経緯ですけれども、これは総合評価落札方式、技術点と価格点の総合評価で入札を行っております。入札参加は2者ありまして、いずれも入札価格を下回っておりましたが、技術点と価格点の総合評価で順位を決めておりまして、第1位となった青年海外協力協会と契約を締結したものです。

2の達成すべき質の達成状況及び評価ですけれども、まず、1番の本業務の包括的な質と水準ということで、実施要項にも書かれていますが、次のページの1から6までの項目とそれぞれの測定指標がございます。このうち(1)と(2)が達成が必須と、(3)から(6)は達成に向けて努力するようということに定められております。(1)と(2)の必須のところは、体験ゾーンの体制、総括者1名、案内人4名という指標、及び地球案内人の質の確保ということで、案内人は、途上国において1年以上の国際協力経験を持つこと

いうことで、これはどちらも事業対象期間に達成しております。

(3)(4)ですけれども、ここは体験ゾーンの訪問者数、1年当たり3万人以上の来館者、団体訪問プログラム実施件数、これは学校単位で地球ひろばを訪れて、社会科見学とか修学旅行で訪れて行うプログラムになりますが、これは1年当たり500件以上の実施ということで定められておりますが、コロナの状況により学校の休校や外出自粛、緊急事態宣言等々、ちょうど重なってしまった期間でしたので、来館者が激減しまして、このような数字になっており、当初の数値から未達成となっております。最近コロナが少し落ち着いてきて、徐々に学校やそれ以外の来館者が増えておりますが、まだコロナ前の水準に完全に戻ったとは言えない状況でございます。

この(5)(6)の、その中でも来ていただいた体験ゾーンの利用者アンケートですとか、参加されたセミナー・イベントのアンケート評価について、これはよかったという評価が9割以上ということですが、これは数値のとおり達成しております。

コロナの期間ですけれども、施設自身ももちろん休館の時期もありましたし、開館時間も短縮した時期もございました。学校の修学旅行そのものがなくなってしまったというように、予約のキャンセルもたくさんありました。ですが、その間も実際に来館いただかなくても体感できるようなアイデアを委託業者と一緒に考えながら探して、オンラインイベントの代替の開催や動画の作成等、この後御説明しますけど、そのような工夫を行ってまいりました。

2のその他の確保すべき業務の水準ですけれども、セミナー・イベントについては、基本的にはこれまでずっと対面で行っていましたが、コロナということでイベントを中止せざるを得ませんでした。このため、オンラインイベントの準備をしたりオンライン用に教材を作り直したりして、オンラインイベントに切り替えていております。実施件数は徐々に回復傾向にあります。今は対面も少しずつ増えてきていますので、ハイブリッドで行ったり、完全対面なものも今後増えていくという形で、両方いいところを使ってやっていくことで進めております。

それ以外の広報業務ですと、ホームページやメールマガジン、チラシ、ポスターなどは予定どおり実施されておりますし、東京のJICA地球ひろば以外のJICAの地方にあります国内拠点等々へのJICA地球ひろばの展示品の貸出しや補修修理なども適切に実施されております。トラブルクレーム対応というのは、特に発生はございませんでした。

続きまして、Ⅲの実施経費の状況及び評価ですけれども、市場化テスト前の従来事業と、

市場化テスト第2期の対象事業に係る経費の比較ということで表1にまとめさせていただいています。

表-1のとおり、全体経費としてはほぼ横ばい、若干全体経費で70万ぐらい上がってしまっていますが、1%増ということになっております。

続きまして、下の表-2のほうは、その内訳として人件費と直接経費の1年当たりの平均額の比較の表となります。従来事業と今の事業とで、内訳の形式がちょっと異なっているとところがございます、条件をそろえた形で見ていただくと、③と④がそれに該当します。③の人件費と④の直接経費ということで、③の人件費は、従来に比べて今回の対象事業のほうが3%増ということになっております。④の直接経費のほうは、従来と対象事業と比べて5%減となっております、全体としては、先ほど申し上げたとおり1%増という形で、全体としては大体横ばいという形になっております。

その理由ですけれども、人件費のほうは、オンライン開催の準備、今までやっていなかったことの準備ですとか、当日ではなくて前日、あるいは参加者が都合のいいときでリハーサルを別途開催したりですとか、当日のバックアップですとか、いろいろな人手が対面よりもかなりかかるということがございまして、対面と比較してやはり委託先の業務量というのが増大している状況にあります。

加えて評価のところですけれども、今申し上げたとおり、全体としては1%増ということで、コロナ禍で物理的な対面の見学というのが制限された中ですけれども、開発教育効果を維持すべく、今後、この後申し上げるいろんな提案なども含めて、動画制作やオンライン切替えなどを行ったことによって若干業務量は増加していますが、そのため人件費が増加したということが要因となっております。

続きまして、今回の委託業者からの提案による、特にコロナ禍での改善事業ですけれども、4点申し上げます。

1点目は、施設の団体訪問プログラムの中では、展示を見てもらってそれを案内するという業務だけではなくて、それにセットで、地球案内人による自身の途上国での体験談、あるいはワークショップ形式で子供たちに海外のことを学んでもらうようなワークショップというのを2本立てで構成しており、展示案内とセットで行っています。体験談やワークショップというのが、本来であれば対面で、みんなでわいわいやりながらやるものが今回できなくなってきましたので、オンライン用に教材等をもう一度作り直して、オンラインに切り替えてという対応をしてきました。

2番目ですけれども、これもコロナが明けたらまた地球ひろばに来てもらいたいという学校側への来館奨励というのを目的にして、これまで展示施設でこういうことを見られますというものを動画にコンパクトにまとめて、これを11本制作して、ホームページやYouTube上で公開して、逆に遠い方でもそれを見ていただいて何となくイメージしていただいて、コロナが明けたらぜひ学校でまた来てくださいという形で広報して周知することも行いました。これの人件費がやっぱりかかっているということです。

3番目ですけれども、イベント・セミナーは、先ほど申し上げたとおり、これまでは対面で実施してきましたが、対面イベントが中止になってしまいましたので、順次オンラインイベントに切替えを行っていました。最初の頃は、オンラインの体制、ZoomとかTeamsとか、いろいろそういうのが整っていないくて、学校側ももちろん整っていないくて大変ではありましたが、徐々にそれにも慣れてきて、オンラインイベントを中心にコロナ禍は行ってまいりました。この開始で、やはり対面のほうが非常にいいという学校側の希望ももちろんありますので、徐々に対面に戻っていますが、オンラインのよさも生かしながら、両方で今は実施していております。

4番目は、ひろば自体が休館、あるいは入場制限をしているときの広報として、案内人自らが展示の施設を紹介する動画や、自宅にいながらも世界の課題を考えてもらえるような動画とか企画というのを自ら考えて、SNSやホームページ等で発信して、将来コロナが明けた後にぜひまた来てくださいということで、工夫を施しました。

以上のことが、委託業者からの提案による改善事項ということになります。

最後ですけれども、全体的な評価としましては、申し上げたとおり、コロナの休館や入場制限の影響以外の指標のところは水準を達成したと考えておりますが、その2点については指標を達成していないという形になります。経費についても、部分的な増額があったものの、コロナ禍においても一定のサービスの提供というのは維持をできたのかなと考えておまして、運用ができたと判断しております。また、委託業者のほうも、コロナ禍で様々な工夫を行って、その当時でも来館者を徐々に増やしていく、あるいは将来に向けて潜在的な来館者も増やすというような試みも行ってまいりました。また、委託業者が、この業務に係る法令違反というのはありませんでした。

以上を踏まえまして、今後の事業についてということで、基準にありますところを全て満たしていると考えております。①は、事業者による法令違反行為がなかったと。②のところは、コロナによりやむを得ない場合を除き、工夫しながら良好なサービスを実施した

ということと、あと、契約監視委員会というのを J I C A のほうでは設けておきまして、そういう点検の体制が整っていると。③については、経費については、この期間であれば若干 1 % 増となっていますが、期間全体では、契約金額で見ると 1 % 減という形になっています。入札は 2 者応札がありましたということで、市場化テストを今回において終了して、残りの期間は J I C A の責任において本業務を実施していくことにしたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価案につきまして、事務局から説明いたします。

○事務局 では、事務局より評価案について御説明いたします。

事業の概要につきましては、先ほど実施状況の中で御説明いただきましたので、割愛させていただきます。

評価の概要としましては、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

では、資料の A - 1 を御覧ください。

2 ページ目、サービスの質の確保の満たさなければいけないとされた水準において、業務総括者、地球案内人の体制と地球案内人については国際協力経験 1 年以上の要件を満たした人員により実施されており、達成しております。

次に、達成するよう努める必要があるとされた水準においては、(3) 体験ゾーンの訪問者数について、1 年当たり 3 万人以上の来館者目標、及び (4) 団体訪問プログラムの実施件数、1 年当たり 5 0 0 件につきましては、新型コロナウイルスによる閉館等の影響により未達成となったものの、3 ページ目の (5) 体験ゾーンの利用者アンケート結果、(6) セミナー・イベントアンケート結果においては目標値を達成しております。

次の民間事業者からの改善提案については、主に新型コロナによる閉館等に伴い通常の業務ができなくなったことに当たり、事業者からの提案により実施された業務になります。3 ページの下にありますように、①地球案内人による途上国の体験談及び地球体験学習のワークショップをオンラインにて実施したこと。②新型コロナ収束後を見据えての、地球ひろばの展示紹介動画コンテンツの作成、それらについてホームページや SNS で広報を行ったこと。③イベント・セミナーについてもオンラインに切り替え実施したこと。④地球案内人による地球ひろばの展示を活用した手洗や SDG s 紹介動画や世界の民芸品工作動画の発信などの取組がありました。

次に、実施経費についてですが、4ページ目を御覧ください。

評価対象期間における実績額で従来経費と比較したところ、オンライン開催や動画制作により業務量が増加したことから人件費では3%増となりましたが、契約金額全体で比較したところ1%減を達成しております。

次に、選定の際の課題に対応する改善ですが、積極的な情報開示、個別の応募勧奨、資格要件の見直しの取組を行った結果、2者応札に応札するに至り、改善が認められました。

5ページ目、評価のまとめですが、満たさなければいけない水準については、対象評価期間全てにおいて目標を達成していると評価でき、達成するよう努める水準については、新型コロナによる閉館等の影響により、目標値には届かなかったものの、オンラインイベントの代替開催や動画コンテンツの作成等、民間事業者のノウハウと創意工夫を存分に発揮して、事業目的の達成に寄与したものと評価できます。

体験ゾーン及びセミナー・イベントのアンケート結果においては、評価対象期間全てにおいてともに目標を達成したと評価できます。

民間事業者の改善提案においては、コロナ禍での通常の業務実施が困難な中、新型コロナ収束後の来館奨励を目的とした動画の発信等、積極的な広報を行うなど、来館者増加に向けた取組を行ったことから、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮により、業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費においては、契約金額における市場化テスト前との比較において1%の削減を達成しており、サービスの質の維持向上と経費削減の双方の実現を達成したものと評価できます。

なお、本事業の実施期間中に民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為もありませんでした。

今後は、国際協力機構に設置している外部有識者で構成される契約監視委員会において、事業実施状況のチェックを受ける体制が整えられております。

最後に、今後の方針につきましては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加

資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、国際協力機構が自ら公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求め、併せて、今後は、新規事業者参入のためのさらなる環境整備として、業務のノウハウや人材、コンテンツの提供等、国際協力機構が積極的に関与していく体制を検討していくことを望むとしております。

評価案については、以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。辻委員、お願いたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。私は、この本件、終了プロセスとの結論につきましては異議がないところでございますけれども、念のため何点かお伺いさせていただきます。

今般、2者応札であったということによかったのですが、これが来期、次期も同じように複数応札だといいなとは考えているところではございますけれども、資料A-3を御覧くださいませ。A-3の一番右の、この今回の審議対象事業の一番下です。この入札不参加に対するヒアリング状況及び結果でございます。これを拝見すると、従来の事業実施者のノウハウ、体制等を考慮し、勝算がないと判断したためというコメントが付されているところでございます。

ちょっと気になったのですけれども、資料1でございます。資料1の2ページ目です。表がございまして、項目の(2)でございまして、地球案内人の質の確保という要件がございまして、こちらでは、自ら途上国において1年以上の国際協力経験を持つと書かれてございます。

1点お伺いさせていただきます。この国際協力経験というのは、JICAが実施なさっていらっしゃる、いわゆる青年海外協力隊だけがここに含まれているのか、それともそれ以外の、通常の例えば民間の企業とかで現地に派遣されたという、そういうものも含むのか、この辺りいかがでございましょうか。

○畔上課長 畔上よりお答えします。全て対象となっております。もちろん協力隊での経験というのが多くを占めるとは思いますが、例えば海外のNGOに参加した経験ですとか、今でも学生ですと、インターンで海外の企業で働くということもございまして、大学の研究で1年留学するということもございまして。ただ、途上国というのはちょっと縛りがかかってしまいますけれども、決して協力隊だけではないということになります。

御指摘の点は、おっしゃるとおり、競争性は次期でも担保していかなければいけない点

だと思っていますので、ここの間口は狭めないようになるべく広げたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○辻副主査 ありがとうございます。こちら、業務のクオリティー確保の観点から考えるといろいろ困難な悩みどころだとは思いますが、総合評価に当たって、例えばですけれども、青年海外協力隊の場合にはポイントが高くて、例えば大学院生として行っていった場合には点数が低いとか、そのようなランクづけとかというのはあったのでしょうか。

○畔上課長 そこまではございませんけれども、国際協力ですので、大学院生が海外途上国で研究テーマを目的に研究しただけの経験というのは、若干評価をしてしまうかもしれませんが、国際協力に関わる研究ですとかNGOでの活動ですとか、そういうのは全て公平に評価しております。

○辻副主査 分かりました。私からはこの1点で結構でございます。ありがとうございます。

○畔上課長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに御意見、小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 今の件ですけれども、地球案内人という方は業者で全部選定しろというふうにされているのでしょうか。

○畔上課長 そのとおりです。

○小松専門委員 そうだとすると、今のようなことでいうと、協力隊のメンバーシップと申しますか、それがあろうが強いのは当たり前になってしまうので、可能であれば、希望者のリストを機構のほうで準備されて、それを業者に提示するというようなことができれば、案内人を集めるのはハードル高くなるし、雇用は直接、その業者と案内人の方と結んでいただければいいので、その辺の情報提供を、もし可能であればしていただくと、参入しやすくなるかなというふうに思います。私の意見です。

○畔上課長 どうもありがとうございます。なかなか途上国の経験といってもそんなに多くの方が持っているわけではないところですし、そのような人材を探していくというのは、新規参入者にとって、確かに難しいというのはおっしゃるとおりだと思いますので、ちょっと次期の契約に向けていただいた点を検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何か確認すべき事項ありますか。

○事務局 こちらからは特にございません。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で報告したいと思いますが、委員の先生方、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、市場化テストを終了するというところで監理委員会に報告させていただきます。

こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございました。事業評価の審議は以上となります。本日はありがとうございました。

国際協力機構の方々は御退室ください。

(国際協力機構 退室)

(国民生活センター 入室)

○事務局 次の議題に入りたいと思います。

独立行政法人国民生活センター施設の運営等業務の建物維持管理業務と研修宿泊関係業務の審議を行います。両事業もともと1つの事業であり、共通する部分も多いと判断いたしまして、同時に審議を行いたいと思います。

それでは、実施状況につきまして、独立行政法人国民生活センター総務部会計課、小林課長から説明をお願いしたいと思います。

○小林課長 よろしくお願いたします。国民生活センターの小林と申します。私からは、独立行政法人国民生活センター相模原事務所の建物維持管理業務及び研修宿泊関係業務について、資料2-1及び資料2-2を続けて御説明させていただきます。

まずは資料の2-1、建物維持管理業務の実施状況報告につきまして、最初に1ページ目中段の(2)事業内容を御覧ください。

建物維持管理業務として、相模原事務所では、管理・研修棟、宿泊棟、商品テスト棟における清掃、警備、機械設備運転等がございます。国民生活センターでは、消費者被害の未然防止として、全国の地方自治体が運営いたします消費生活センターが行います相談業務の支援や、裁判外での紛争解決手続を実施しておりますが、この相模原事務所では、地

方自治体の消費者行政職員や消費生活相談員を対象とした研修や、相談苦情解決のための商品テストを実施するための施設となっております。

次に、1 ページ目下段にありますⅡ評価を御覧ください。

まず、1. 競争入札につきまして、次の2 ページ目上段に(1)の続きとしまして入札スケジュールを記載しておりますけれども、入札執行としては、4月1日からの業務開始日約1か月半前の2月15日に本事業に係る入札を実施しております。

この評価ですが、(2)にて、入札説明会には複数者が集まっていただきましたが、入札は1者のみとなってしまいました。その理由が、下記にありますが、入札参加者からは、業務体制である人員配置が難しいという理由が主なものとなっております。

次に、同じ2 ページ目の中段にあります、2. サービスの質につきましてですが、下段の表にて不備をゼロ件とする要求水準に対する結果を記載しております。(ア)品質の維持の右端上段、実施結果欄に、令和4年度で不備を1件計上しております。

次の3 ページ目を御覧ください。

一番上の段の②評価ですが、括弧は品質の維持で、先ほど対応不備が1件、空調の停止としてありましたが、夏場の業務開始のエアコンの入れ忘れがございました。ただ、このほかには不備はなく、おおむね適正と評価しております。

次に、4 ページ目で外部有識者の御意見をいただいておりますが、空調の停止以外では良好な評価をいただいております。

次に、4 ページ目下段からの3. 従来経費との比較ですが、注書きにあります消費税を含まない額で説明いたします。

ページをめくって5 ページ目の枠内の表を御覧ください。

各比較年度の経費合計を枠内最下段に記載しましたが、今期の令和3、4年度の2か年平均実績額は、比較対象の平成20年度の実績に比べて約160万円削減しております。

最後に5 ページ、下段に記載がございます4. 評価のまとめを御覧ください。

(1) 評価の総括としましては、重大な障害や問題は発生していないことや、一定程度のサービスの質の確保はなされたと評価しております。

また、6 ページ目を御覧ください。

(2) 今後の方針としまして、最下段に記載しておりますが、競争性の確保が今期も含め2期連続でできていなかったため、重点的に1者応札を改善するとともに、引き続き、経費削減を達成していきたいと思っております。

建物維持管理につきましては、以上になります。

引き続き、資料2-2、研修宿泊関係業務の実施状況報告について説明させていただきます。

まず、資料内で係数の誤りが2か所ございましたので、訂正お詫び申し上げます。該当箇所ですけれども、9ページ目を御覧ください。

上段の(4)収入におきまして、2)外部利用関係、①宿泊施設収入がございますけれども、令和3、4年度平均額のFの係数が、お手元では6,715,536円となっておりますが、正しくは、若干金額が増えまして、6,743,191円となります。また、その右横の平成20年度実績との差額、F-Eの係数が932,441円から、正しくは960,096円となります。大変失礼いたしました。

それでは、改めまして説明に戻ります。

資料2-2、研修宿泊関係業務、1ページ目中段、(2)事業内容を御覧ください。

①施設利用者への対応及び施設貸出業務としましては、事務所内での管理・研修棟、宿泊棟に係る研修受付業務や、宿泊室内の清掃がございます。また、②食堂及び自動販売機の運営業務としまして、研修等での施設利用者へのサービス提供を行うこととしております。

次に、2ページ目上段にありますⅡ評価を御覧ください。

1.競争入札につきましては、先ほどと同様に入札スケジュールを記載しておりますが、さきの建物維持管理業務と同時期となっております。入札執行としては、4月1日からの業務開始約1か月半前の2月15日に、本業務に係る入札を実施しております。

この評価につきましては、(2)にて、入札説明会には建物維持管理業務の場合と比べると若干少ないんですけども、複数者集まっていたいただきましたが、入札者は1者のみとなってしまいました。

その理由ですけれども、入札参加者からは、書類提出が提出期限に間に合わないというものや、仕様書に記載されている全ての業務を請け負えないとの意見があり、入札説明会から計算しますと約20日後と設定しました書類の提出期限や、事務内容の範囲として業務体制である人員確保が難しいという理由が主なものとなっております。

次に、同じ2ページ目の中下段にあります2.サービスの質についてですが、下段から3ページ目以降へ記載しております表にて、食堂に係る品質では不備はゼロ件となっております。また、3ページ目中段からの研修施設、宿泊施設の快適性としての満足度に係る

アンケートでは、いずれも要求水準以上の良好な結果となっております。

しかし、4ページ目の(エ)稼働率の向上では、研修利用者以外となる外部利用者の宿泊研修施設利用を促進するように設けましたサービス仕様となっておりますけれども、要求水準の指標になっている稼働率、徴収金額の目標を達成できたのは、(エ)稼働率の向上の枠内上段の宿泊施設の令和4年度分のみとなっております。

これらの評価ですけれども、次に、5ページ目上段、②評価を御覧ください。

特に、(エ)稼働率の向上の部分では、令和3年度での実施結果としての達成率が低くなっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による利用者数の減少の影響があったものとして、下から4行目の、「以上、新型コロナウイルス」と書き出し以降において、事業者による施設利用者対応業務としてのサービスの質が適正実施されたものと評価しております。

次に、6ページ目下段から外部有識者の御意見をいただいておりますが、7ページ目から、高かった満足度を維持することであったり、利用者アンケートを踏まえることが重要との意見のほか、コロナという状況でやむを得ない部分もあったが、今後の稼働率向上に向けて努力が必要との評価をいただいております。

次に、7ページ目3. 従来経費の比較ですが、注意書きにあります消費税を含まない額で説明いたします。ページをめくっていただき8ページ目、枠内の表を御覧ください。

本表は、研修関係と外部利用関係で分けをして実績を記載しております。また、比較方法ですけれども、各経費の(1)とあります受付案内・宿泊管理のような、利用者の増減による変動がない固定経費以外にも(2)ベッドメイク以下の一定の宿泊数に比例して経費の増減が発生するものもありますので、各枠の下段に1泊当たり支出額として比較するように記載しております。

その算出は、8ページ目枠外の下段にあります(3)1泊当たりの支出額として、各年度に対する年間泊数で割り算して求めており、今期令和3、4年度の平均額は、比較する平成20年度実績より割高になっております。

また、評価としまして、9ページ目中段の(2)評価を御覧ください。

3行目からですけれども、令和3年度には施設の利用停止を行っております。これは事業者の責によるものではない使用制限が発生しているものでありまして、令和3年度で当初予定していた施設利用者の大幅減もやむを得ないと思っております。

最後に、9ページ目下段の4. 評価のまとめを御覧ください。

(1) ①の中段から書き出しております「従前との経費の比較では」としまして、新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用者が伸びず、1泊当たりの支出額は削減できなかったところがございますが、外部利用関係としまして収入の増加がありましたので、これらについては、事業者の経営努力によるところと評価しております。

また、次の10ページ目を御覧ください。

(2) 今後の方針としまして、下段②に記載しておりますが、競争性の確保は、やはり今期を含め2期連続でできていなかったため、重点的に1者応札を改善するとともに、引き続き、利用者数の増加を合わせました経費削減も達成していきたいと思っております。

私からの説明は以上です。

○事務局 それでは、続きまして、同事業の評価案につきまして、事務局から説明いたします。お願いします。

○事務局 事務局より評価案を説明させていただきます。

まず、資料B-1-1を御覧ください。

資料B-1-1、独立行政法人国民生活センター相模原事務所の建物維持管理業務の評価案についてです。事業概要につきましては、今、実施機関から御説明ありましたので、割愛させていただきます。

評価の概要です。競争性の確保について課題が認められましたので、市場化テストを継続することが適当と考えられます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

確保されるべき質の達成状況です。品質の維持において、令和4年度において、人為的ミスによって空調の停止がありましたが、事故の発生後、空調操作のマニュアル見直し、再度研修を行うなどの再発防止に努めたことは評価できますので、全体といたしましては目標を達していると評価できます。

次に、民間事業者からの改善提案ですが、本業務全般及び各業務につきまして、民間業務のノウハウと創意工夫の発揮がなされていると評価しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

(3) 実施経費でございます。実施経費は、従来経費と比較して約161万円、約6.34%減少しており、経費削減を達成しています。

4ページ目を御覧ください。

(4) 選定の際の課題に対する改善です。前期における入札不参加事業者へのヒアリン

グ結果に基づき、今期は本業務と研修宿泊関係業務の2業務に分割して実施しました。しかしながら、今期も1者応札となりました。今期の入札不参加事業者にヒアリングしたところ、本業務の入札時期が遅く、資格者をそろえるなど業務体制を整えることが難しい、同じ工期のほかの現場業務との兼ね合いにより、仕様書どおりの人員配置が不可能と意見があり、課題が残りました。

(5) 評価のまとめです。入札説明会に8者の参加があったものの、結果、1者応札となり、競争性の確保が図られませんでした。経費削減効果については、約6.34%削減が認められました。民間事業者の改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的の達成に貢献したものと評価できます。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、目標を達成していると評価することができます。

(6) 今後の方針です。以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。

そのため、次期事業においては、入札不参加事業者からの意見に基づき、入札公告時期を早め、同業のほかの事業者への積極的な声かけなどを検討し、引き続き市場化テストを継続して行うことが適当であると考えます。

続きまして、資料B-1-2を御覧ください。

資料B-1-2、独立行政法人国民生活センター相模原事務所の研修宿泊関係業務の評価案について御説明させていただきます。

事業の概要につきましては、実施機関から御説明ありましたので、割愛させていただきます。

評価の概要です。こちらも競争性の確保という点で課題が認められ、市場化テストを継続することが適当と考えられます。

2ページ目を御覧ください。

確保されるべき質の達成状況です。(ア)の品質の維持、(イ)基本的な方針、(ウ)快適性の確保、(エ)稼働率の向上、全てにおいて目標を達成すると評価しております。

また、民間事業者からの改善提案といたしましても、実施全般及び各業務において、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上、事業目的の達成に貢献しているものと評価できます。

4ページの(3)実施経費でございます。

実施経費は、施設利用者への対応及び施設貸出し業務について、1泊当たりの経費で従来経費と比較いたしますと、センターの研修業務等の目的による宿泊施設利用については、1泊当たり1,166円、49.03%の増加、センターの研修業務等以外の目的による宿泊施設利用は、1泊当たり568円、21.53%の増加となっております。

しかしながら、額面上の経費は増加しているものの、これまでの期間の人員費や物価の上昇も加味するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により予定どおりの事業遂行が困難であった近年の特殊事情を捨象した上で、改めて評価する必要があるものと考えております。

続きまして、6ページ目、最後のページを御覧ください。

(4) 選定の際の課題に対応する改善です。前期における入札不参加事業者へのヒアリング結果に基づき、今期は本業務と建物維持管理業務の2業務に分割し実施しました。しかしながら、今期も1者応札となりました。今期の入札不参加事業者にヒアリングしたところ、資料の作成が提出期限までに間に合わない、収益を確保できず管理費が膨らむ、仕様書記載内容全てを請け負うことができないとの意見があり、課題が残りました。

(5) 評価のまとめです。入札説明会に5者の参加があったものの、結果、1者応札となり、競争性の確保が図られませんでした。

経費削減効果については、(3)のとおり、改めて評価する必要があります。

民間事業者の改善提案について、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上、事業目的の達成に貢献したものと評価できます。

業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質について、目標を達成していると評価することができます。

(6) 今後の方針です。以上のとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。

そのため、次期事業においては、入札不参加事業者からの意見などを基づき、入札公告時期を早めるなど、入札スケジュールの見直し、同業のほかの事業者への積極的な声かけ、仕様書の記載内容の見直しなどを検討し、引き続き市場化テストを継続することが適当と考えます。

事務局から以上です。

○事務局 それでは、ただいま説明いただきました本事業の実施状況及び事業の評価案につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、よろしく

お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。この前半、後半両方案件に共通して言えるのが1者応札であったということでございます。現時点頂いている資料だけからすると、通常のビル管理とそれからホテル業務のように拝見されるところでございますけれども、説明会に結構複数の会社が来ているにもかかわらず応札なさらなかったという点から考えると、彼らが特殊な業務と考えてしまうようなものが入っていた可能性もあるかもしれないので、その点が懸念されたんですけれども、何か特殊な業務というものは含まれていらっしゃいますでしょうか。

○小林課長 御質問ありがとうございます。建物維持管理業務につきまして、不参加になった業者からヒアリングした内容の個別のものとしたしましては、まず、警備の人員の手配が困難であるというものであったり、入札説明会に来てみましたが管轄エリアが別だったということもありました。また、審議内容としましては、会社内での収益化がやはり困難であったというところがあります。

また、もう一つの研修宿泊関係業務につきましては、協力会社の人員の手配が困難であったというものであったり、警備の手配というのは特にないんですけれども、やはり仕様全般の業務ができなかったということで社内の判断がありましたというところがございまして、やはり令和3年度の少し前の入札というところもありまして、応札がやはり困難であるという社内の判断があったというふうに聞いております。

個別の事業としましては、建物自体につきましては、テスト棟があったり研修宿泊棟があったりと一見特殊なような感じになりますけれども、内容としましては、やはりおっしゃるように、ホテルの受付業務ではございませんけれども、一般的に研修の受付であったり清掃、警備ということで、内容自体に特殊なものがあるというわけではございません。

また、設備としまして、テストで使うような専門機器についてのメンテナンスをしないと入ったものは入ってございませんので、特殊性はないかと思っております。

以上でございます。

○辻副主査 分かりました。ありがとうございます。資料2-1でございます。資料2-1の(2)の評価の部分、こちら、いろいろと課題が整理された上で、入札時期を早めるなど、競争性が確保される調達とする必要があるとございます。入札時期を早めるという工夫ももちろん大事でございまして、それ以外に、例えば先ほどおっしゃっていた仕様書どおりの人員配置が不可能であるとかという部分、実は幅が広過ぎる場合には例えばジョ

イントベンチャーを可能にするとか、いろいろな工夫があるかと思しますので、また実施要項を検討するときに御相談をさせていただければと思いました。

ちなみに、念のためですけど、このテスト棟というのは、例えば消費者保護の観点から何か物を燃やしたりとか、爆発したりとか、そういうような火を使うような実験とかをなさるのでしょうか。

○小林課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるように、テスト棟の方では燃焼実験というのもございますので、特殊難燃室という部屋をつくりまして、そこで火を燃やしたりとか、ものによっては火花が出たり爆発したりというものもございますけども、特殊な部屋というのを一角に設けてございます。ただ、そこに対して何か事業者が業務を実施するということではなく、そういった特殊な環境におきましては、関係する専門の業者に事業の委託する部分がございますので、そこはまた市場化テストの範囲とは別で実施しているところでございます。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。よく分かりました。その辺り、新規参入の方々が誤解なさらないよう、実施要項を工夫していただければと思いました。ありがとうございます。

○小林課長 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いたします。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何か確認すべき事項がありますでしょうか。

○事務局 事務局からは特にございません。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 では、相模原事務所の建物維持管理のほうにつきましても、研修宿泊関係業務につきましても、競争性の確保に向けてまだ工夫の余地がありそうなので、本件につきましても、市場化テストを継続ということで御報告させていただこうと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告させていただきます。

こちらからは以上です。

○事務局 ありがとうございます。

事業評価案の審議は以上となります。

国民生活センターの方々は御退室ください。

(国民生活センター 退室)

(水産庁 入室)

○事務局 それでは次に、水産物流通調査業務（水揚量・価格調査（年間・月別）及び水揚量・価格情報（日別）調査業務委託）の実施状況につきまして、水産庁漁政部加工流通課、竹田課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○竹田課長補佐 よろしく願いいたします。ただいま御紹介にあずかりました水産庁加工流通課の竹田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料に沿って、事業の実施状況を御説明させていただきます。

お手元の資料3、民間競争入札実施事業「水産物流通調査業務のうち産地水産物流通調査」の実施状況報告を御覧ください。

本事業の概要、事業の目的でございますけれども、漁業経営の安定や国民に対する水産物の安定供給を図るために、全国の主要漁港における主要品目の水揚量、卸売価格といった情報を収集することで、水産物の需給・価格に関する情報の把握、それから情報の発信を行うものでございます。

契約期間は、市場化テストの期間に基づきまして、令和3年度から5年度、令和3年4月から令和6年3月までの3年間となっております。

この業務ですが、一般社団法人漁業情報サービスセンターが受託しております。

今回、水産庁といたしましては、市場化テストにおいて確保されるべきサービスの質を十分達成しているものと考えております。

それでは、具体的な内容について御説明いたします。

資料3の2ページ目からになります。

本事業の実施に当たりまして、水産庁が作成しました民間競争入札実施要項の中で、本事業の実施に当たり確保されるべき業務の質に対する評価項目として4つを定めております。この4点につきまして、御説明いたします。

1点目の「スケジュールの遵守」ということでございますけれども、表の左側を御覧ください。確保されるべきサービスの質としまして、業務の実施に当たり、水産庁と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行することとされております。これに対する実

施状況につきまして、表の右側を御覧ください。水産庁と受託事業者の間で事前に調整を行いまして、水産庁が定期的に調査結果をホームページ上に掲載するに当たり、受託事業者は公表期日前に各調査結果を水産庁に納品しております。したがいまして、水産庁としましては、スケジュールに沿って確実に業務が遂行されたものと評価をしております。

2点目は、「照会対応事例集による対応」でございます。確保されるべきサービスの質といたしまして、調査票の記入等について調査対象から照会があった場合、照会対応事例集により対応することとなっております。これに対する実施状況でございますけれども、調査票に関する照会に関しまして、照会対応事例集に基づきまして、令和3年度には16件、令和4年度には24件の対応を行っております。これらの受託事業者の対応につきまして、令和3年度、4年度で、調査対象から水産庁に対して特段の苦情などは寄せられておりませんので、水産庁としましては、照会対応事例集を基に適切な対応が行われていたものと考えております。

3点目でございます。「基準日における目標回収率」につきまして、確保されるべきサービスの質といたしましては、一連の業務を通じまして、各年または各月の基準日における調査票等の回収率が目標回収率を達成することとしております。この目標回収率は本事業の民間競争入札実施要領に基づきまして、左側に書いておりますけれども、3つありまして、年間の水揚量と価格の調査が98%、月別、日別の価格調査がそれぞれ100%に設定されております。これに対して、右側の実施状況を御覧ください。年間、月別、日別とも、水揚量・価格については、令和3年度、4年度のいずれも回収率は100%ということになっておりまして、この項目についても、業務の質が確保されていたものと考えております。

それから、4点目にまいります。「報告期日、審査」につきまして、報告期限を守るとともに、水産庁が示す審査事項全てを審査するということになっておりまして、アにつきましては、水産庁が調査票のデータ、集計値等の確認を求めた場合には応じること、それから次のページにまいりまして、一番上に記載しておりますイですけれども、水産庁から疑義の照会を受けた場合には、必要に応じて調査対象に疑義照会を行い、修正が生じた場合には調査票内の内容の修正を行うこととしております。これに対する実施状況でございますが、2ページに戻りまして、受託業者から水産庁に対して定期的に状況を報告しております。また、水産庁からの確認依頼に対しても翌営業日には回答するなど、迅速に対応してきております。

最初のアのところですが、令和3年度であれば36件、令和4年度が24件でございます。それからイのほう、令和3年度が14件、令和4年度が16件ということで対応しております。

補足になりますけれども、令和3年度に14件、令和4年16件の修正が発生したということの意味しているわけではありません。水産庁からの数値に関する疑義の照会、例えば「令和4年7月のサンマの1キログラム当たりの単価がとても高いですが、これは調査票に誤りはありませんか」といったような水産庁の担当者からの照会に対応してもらいまして、結果として修正は発生しなかったというものも含めた件数となっております。

このような内容から、水産庁といたしましては、報告期日の遵守及び審査の迅速な回答というのは適切に行われたと考えております。

続きまして、3ページ目の(2)民間事業者からの改善提案による改善実施事項を御覧ください。

本事業の民間競争入札実施要項の中で、民間事業者は、業務の質の確保向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案を水産庁に対して行うこととなっております。受託事業者から改善提案があり、これを実施しております。

1つ目が、データの電子的保管による業務の効率化でございます。調査票につきましては、調査対象の負担軽減の観点から、調査対象が希望した場合は、郵送あるいはファクシミリを利用して受託事業者に提出されておりましたけれども、これら、紙ベースで回答があった調査資料でも電子データでも保管整理するということで、確認作業の効率化が図られてまいりました。また、調査先の担当者が人事異動等で交代したことが判明した場合には、受託事業者から改めて調査票の記入方法などをメールや電話などで詳しく説明する、あるいは、調査票の提出期日の前にも調査先の担当者に連絡して状況を確認する等の取組を実施いたしまして、調査票の回収率が向上いたしております。

次に、2. 実施費経費についての評価を御覧ください。まず、実施経費の比較に当たりまして、比較対象である平成26年度事業の従来経費のうち、令和3年度業務から業務対象外となった「冷蔵水産物在庫量調査」、「産地水産物用途別出荷量調査」に係る業務の実施経費を差し引くとともに、令和3年度業務から変更となった調査地区数を考慮して算定いたしております。その結果、従前経費、平成26年度の4,036万円と、実施経費である3,000万円を比較いたしまして、削減率が25.7%となりまして、経費の削減が図られたものというふうに評価しております。

続きまして、資料の4ページ目、3の外部有識者からの評価を御覧ください。

事業の調達・実施に当たりましては、外部有識者で構成された評価委員会を水産庁に設置いたしまして、実施状況等について評価を受けております。

下の4.評価のまとめのところにも記載しておりますけれども、「実施状況等について競争性の確保は十分であり、公共サービスの質が確保されていた」との評価でありました。

続きまして、4.評価のまとめ(1)の評価の総括の内容でございますけれども、①事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けることや、業務に係る法令違反行為等はありませんでした。また、②外部有識者で構成された評価委員会を水産庁に設置し、実施状況等について競争性の確保は十分であり、公共サービスの質が確保されていたとの評価でした。また、③入札において2者から応札があり、競争性の確保は十分だったと考えられます。④確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標を達成しており、公共サービスの質が確保されていたと考えられます。また、⑤実施経費については、従来経費から25.7%削減されました。

また、(2)の今後の方針のところでございますけれども、総合的に判断して良好な結果が得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づきまして、市場化テストを終了することとしたいと考えております。

また、終了プロセス後も、公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続きサービスの質の向上維持及びコストの削減を図ってまいりたいと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案につきまして、事務局から説明いたします。よろしく申し上げます。

○事務局 では、水産物流通調査業務のうち産地水産物流通調査、水揚量・価格調査(年間・月別)及び水揚量・価格情報(日別)の評価案について御説明いたします。

業務の概要につきましては、実施状況の御説明の中にもございましたので、割愛させていただきます。

では、資料C-1、2ページ目から3ページ目を御覧ください。

評価につきまして、総評といたしましては、終了プロセスに移行することが適当であると評価しております。

続いて、対象公共サービスの実施内容に関する評価です。①スケジュールの遵守、②照

会対応事例集による対応、③基準日における目標回収率、④報告期日、審査の状況について、全ての項目で適切に実施されていると評価いたします。

また、事業者からの改善提案については、紙ベースで回答があったものを電子化保存等したことによる作業の効率化、調査客体への細やかな連絡による調査票回収率の向上等、業務の質の向上に貢献したものと評価しております。

次に、実施経費です。資料C-3、資料C-1、4ページ目を御覧ください。資料C-3と資料C-1の契約金額が大きく異なる点について、まず御説明いたします。

平成26年度の従来経費につきましては、産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別））、水揚量・価格情報（日別）、産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査の4調査で水産物流通調査業務として契約していたところですが、市場化テスト第3期、令和3年から令和5年の契約より、この4調査のうち、産地水産物用途別出荷量調査と冷蔵水産物在庫量調査の2調査分を農水省統計部が所管することとなり、本契約については産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別））及び水揚量・価格情報（日別）の2調査での契約となりました。このため、従来4調査全ての公表項目数から、産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間・月別））及び水揚量・価格情報（日別）の2調査分の公表項目数の割合73.6%を算出し、平成26年度の契約金額にその割合を乗じて試算した金額を従来経費としております。

さらに、今期、第3期においては、水揚量・価格調査（年間）の調査地区数が6.8%減少したため、従来経費から6.8%分の294万4,815円を減額し、今期の実施経費との比較を行っております。

その結果、増減額が1,036万1,289円減、増減率25.7%減を達成しております。

最後に、選定の際の課題に対応する改善です。本事業は第2期において1者応札となり、競争性に課題が認められたところですが、入札公告期間の延長、事業内容や実施方法の詳細のホームページでの公開及び民間事業者への本事業の丁寧な周知に努めた結果、2者応札に至り、改善が認められたところです。

次に、評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、令和3年、令和4年の2か年とも全て目標を達成していると評価できます。

また、民間事業者の改善提案により、業務の効率化につながるなど、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

実施経費についても、先ほどご説明したとおり、経費削減されており、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方が達成されたものと評価できます。

なお、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反行為もありませんでした。また、今後は、水産庁に設置している外部有識者で構成される評価委員会において、実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に今後の方針ですが、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ. 1. (1) の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

市場化テスト終了後の事業実施については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、水産庁が自ら公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいとしております。

評価案については、以上となります。御審議よろしく願いいたします。

○事務局 それでは、ただいま御説明ございました当事業の実施状況及び事業の評価案につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、御発言をお願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。資料のC-3でございます。C-3を拝見いたしますと、今回2者応札で、前回は1者応札だったようでございます。今回、終了プロセス後、このようにまた複数応札だといいなと考えておるところではございますけれども、念のためお伺いさせていただきます。

資料の3でございます。資料の3の2ページ目、御覧くださいませ。

2ページ目の真ん中辺りの③基準日における目標回収率でございます。こちらを拝見すると、いずれも98%とか100%とかという非常に高い数字が書かれてございます。そして、右側の評価を拝見すると、現在の受託者さんは非常にすばらしい成績でございます。いずれも100%でございます。これを拝見すると、これから手を挙げようかなと考えている方々は、恐らく、自分たちの手の届かない争い、競争であつて、入札する事務自体がもう無駄になってしまうのではないかと考えてしまうかもしれません。

とはいえ、資料のC-2を拝見すると、調査対象が卸売業者とか漁業協同組合に限定さ

れるようでごさいます、ひょっとすると、通常のアンケート調査と比較すると、調査に協力的な方々というまとめ方が可能なのかもしれませんが。

ちょっと念のためお伺いしたいのですけれども、やはりこのような極めて高レベルなハイレベルな、100%、98%という要求水準があることによって新規参入業者が遠慮してしまうという懸念があるところでごさいますけれども、この辺りはどのようにお考えでございましょうか。

○贄田課長補佐 ありがとうございます。水産庁加工流通課の贄田が回答いたします。回答率100%というものですが、これは一般アンケートと異なりまして、産地で水揚げされて付近の市場で取引された量ですとか取引された水産物の値段について月ごとにまとめられたものなどを受託事業者に提出いただいているものでございまして、基本的には、商売としてお金のやり取りが発生しておりますので、卸売業者さんとか漁業協同組合のほうで何らかの伝票というのは持っているの、それを調査票に記入していただく、もしくは、なかなか厳しいというときはそれを受託事業者に送って、受託事業者が電話などで確認を取りながらデータを入力していくなどといったやり方になっております。

この100%というのは、受託事業者から提案がありましたように、きめ細やかに現地の担当者と連絡などを密に取って関係を構築してといった委託事業者の努力といったところも十分に含まれているものと思いますので、おっしゃるとおり、なかなか100%という実績があると、今後、ほかの事業者さんがそれを見て手を挙げていただけるかどうかというのは、不安であるところではありますが、これも受託事業者の営業努力の結果というところもあります。たくさんの人に入札に参加いただきたいという気持ちはありますけれども、それぞれの業者さんがどのように判断されるかというのは難しいところかなと考えております。

いずれにしても、今回2者応札になったということで、複数の方が応募されたということもありますので、今後もメールマガジンで調達情報を広く周知していく、興味がありそうな方が集まるようなところで事業の紹介などをさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○辻副主査 ありがとうございます。この目標回収率でございまして、こういう調査業務については、できるだけ100%に近いのが望ましいのは分かるところでごさいますけれども、100%という数字を達成できなかった場合には、何か違約金とかは決まってい

たのでしょうか。

○贄田課長補佐 ありがとうございます。水産庁加工流通課、贄田が御回答します。特に違約金など定めはありません。なかなか期日に間に合いそうもないですとか、とても忙しくて調査票に記入することが難しいという方に対しては、郵送でもファクスでもいいから、この1か月分の伝票をそのまま送ってもらえるところは送ってくださいというふうをお願いをして、このような100%という数字が出ているのかなというふうに考えております。

以上です。

○辻副主査 分かりました。ぜひ今後、新規の事業者さんも手を挙げられるような工夫を今後していただければと思いました。

以上でございます。

○贄田課長補佐 ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。石村委員、お願いいたします。

○石村専門委員 私から1点だけ、今のことにも関連してることですが、資料3の3ページが一番上の水産庁からの疑義依頼に対して、確認作業と修正作業が迅速に行われた。令和3年度14件、令和4年度16件という件数でしたが、これについては、修正作業が14件、16件あったわけではないということでしたが、実際の修正件数というのは何件あったのかということと、あと、その原因というのは入力ミスが原因なのでしょうか。

○贄田課長補佐 ありがとうございます。すいません、ちょっと今正確な数字がないのですが、修正が発生する頻度としましては、半年に1、2回程度と記憶しております。

そして、修正の主な原因というのは、この事業者さんからの修正の報告、つまり、例えば令和5年の1月に、この市場でブリが100トン取引があったけれど、それが本当は105トンでした、とか、平均の単価が1,000円だったけれど、いろいろ日ごとの取引を集計して1か月分のデータを出しておりますので、後でチェックした際に、日ごとの取引データなどに若干修正が発生した場合に、その反映が受託事業者に報告されて、それが事後修正という形でホームページに公表するような流れとなっております。

以上です。

○石村専門委員 結局その原因というのは、入力ミスではないということでしょうか。それとも、今の話だとちょっとよく分からなかったのですが、入力ミスだということでしょうか。

○贄田課長補佐 入力ミスということではなくて、日々の取引の情報というのを1か月分

まとめて委託事業者に報告しておりますので、その中で、後で市場のほうで支払いの情報ですとかそういったものをチェックした際に、誤差が発生した場合に、それが受託事業者に報告されるというような……。

○石村専門委員 そうであれば、入力ミスではなくて、市場の組合で当初集計した金額とは違う金額が、締めた段階で、違っている数字が出てきて、それが事後報告としてあって、調査会社が事後的にこういう報告があったということであり、入力ミスがあったというわけではないということではよろしいですか。

○贄田課長補佐 そのようなケースがほとんどというふうに聞いております。

○石村専門委員 これ、たしか前回の審議だったのですが、ほかの委員の方から、結局、数値の集計、入力とかが主な作業なので、水産庁がその書式をスマートフォンの中にアプリとして作って、そういう集計誤りとかそういうことがないようにしたらどうですか、という話がありました。数値を扱うものなので、私もそのとき、予算組んで、集計作業の効率化、先ほど100%の回答率がプレッシャーになるというような、負担じゃないかという御意見もありましたが、それに関しても、スマートフォンのアプリなどを開発して、より簡便なシステムをつくってあげれば、受託業者も手を挙げやすくなるじゃないかなと思ったので、その辺、考えてみてはいただけないでしょうか。前回、ほかの委員の方がそのような提案をされていましたが、それについては、検討はされていないという状況でしょうか。

○贄田課長補佐 ありがとうございます。前回、令和2年の10月でしょうか。この事業の実施要項を審議いただいた際に、いろいろなお話があったかと思いますが、そのときにお話に出てきましたのが、スマート水産業推進事業といいまして、これは国として、たくさん魚種の資源管理をこれまで以上にしっかりやっというこで、市場で誰がどの業種をどれだけの量を揚げたかというのを毎日分かるような形で、市場のシステムとこのを構築していくというようにお話がありまして、ただ、これはどの魚種をどれだけ取ったかということ報告するというのが法令で義務化されたということを受けて構築しているもので、価格情報は義務になっていませんでした。

また、この事業で集計するのは、個人がどれだけの魚を幾らで売ったかというものではなくて、あくまで市場全体でどれだけの取引があったかということと、総額で幾らだったかというものを必要としているものですので、確かに、今おっしゃったようにスマートフォンで入力するようなシステムの開発というも行われてはいるんですけど、価格につい

ては、最終的に1か月分、この魚種が総額で幾ら取引されたかというものが取得できればいいというような形になっておりまして、またスマート水産業のシステムのほうでもなかなか収集が難しいというような結論に至っております。

委員の方から、前回令和2年10月の際にも、いろいろデジタル化が進んでいる中で民間の事業者からのいろいろな取組でもっと効率的にできるようなやり方というのを提案があればそれを受け入れてはどうかというような話があったかと記憶していきまして、そのようなお話も踏まえて、実施要項では、民間事業者の方からの提案があれば、そういうシステムを使うですとか、そういったものも民間事業者の提案を受け入れて使っていただくというような実施要項になっていたと考えております。

以上です。

○石村専門委員 前回も、ほかの委員の方が指摘したのは、この中でも、紙をPDF化して、それを保存するという形のこと書かれていますよね。それは電話とかファクスでやっているのというのは前近代的だし、数値を扱うならデジタル化ができるでしょう。でしたら、手近なスマートフォンに、書式をちゃんと固めて、それをアプリとして配信したら集計作業もできるし、入力誤りとか集計誤りというのは、まず起こらないだろうと。ですから、そういうのをやってみたらどうかという提案でした。数字を扱う以上はデジタル化できるはずでしょう。それを手近なスマートフォンで入力して集計できるようなものを開発したらどうですかという、すごく当たり前の提案を委員の方がされていたのですが、それは検討されていなかったのか、というのを確認しているのですが。

○贄田課長補佐 この入札実施要項の中では、そういったシステムの開発というような仕様、そういったメニューは含まれていなかったと思います。あくまで、事業者の方から、「手間をかけずにできるようなシステムというのがこの事業に使えるから使わせてください」と提案があれば活用するような話だったと考えております。

○石村専門委員 もちろん今の提案というのは、この事業とはちょっと別物のことだと言われれば、それは確かにそうですねという話になりますが、一般常識的に、数値を扱うならスマートフォンでデジタル処理するのだけどな、という意見です。

○贄田課長補佐 ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、例えば築地・豊洲でのマグロの競りのようなものをイメージいただければと、ああいったものを現場でやらずとも、家の中でスマートフォンを用いて入札をしたり、そういったシステムというのは、デジタル化を進めていく中で各地で実証的に進められているような状況でございます。そ

ういったスマートフォンを介して入力をしたものであれば、それがアプリなどで自動的に集計されて、事務員の方が、パソコンでエクセルとにらめっこしなくても1か月分がアプリの中で集計されているというような、そういったものも実証的には行われていると聞いております。

そういったものが実用化できる、そういったものが各地で使われるようになった暁には、この事業も、受託事業者がそのシステムを使わせてもらったら、何人もデータ集計にかかっていたのを1人でスマートフォンを操作すればできるような形になるやもしれませんが、今のところ、本事業の令和3年度から5年度の間ではそういった仕様になっていなくて、今後そのようなものを、民間事業者の方とも使っていただきながら、この事業をやってまいりたいと考えております。

以上です。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○事務局 そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。小松委員、お願いいたします。

○小松専門委員 今の話と関連するのですが、どういうところに情報があって、どう持ってくれば簡単に集計できるかということを、もうすこし根本的なところからお考えになったほうが良いと思います。恐らく、私は魚市場のことは全然知りませんが、今どき全部紙でやってそろばんで集計して帳簿につけておしまいみたいな事務をやっているところはまずないと思います。ですから、恐らく魚市場のほうでも、何らかの形で電子化するというか、エクセルか何かで集計しているものは持っているはずなのですよ。それを集めて、こちらの都合のいいような情報に加工して集計していくということをするれば、一々入力したり記入したりという作業はいらなくなるわけですよ。今のやり方は、恐らく昭和40年代とか、もっと言えば30年代ぐらいのやり方そのまま踏襲されていると思います。それが、日本の役所というのは割合にそういうことをずっと平気でやっている組織なので、それが今問題化しているわけですが、そこですこし発想を変えていただいて、とにかく手書きで何かやるということはもう一切やめる、というぐらいのつもりで、調査方法の設計を少し考えられたほうが良いと思います。

それに関しては、逆に言えば業者の知恵を借りるということであれば、そのための調査方法の開発ということで少し予算をお取りになって、どうやれば効率的にやれるかということをお考えになったほうが良いような気がします。そうすれば、後々のいろんな費用は

全部節約できるわけで、そのほうがよほど効率がいいというふうに私は思うので、これは私の意見ですけども、ちょっとお伝えしておきたいなと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。そのほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何か確認すべき事項がありますか。

○事務局 事務局のほうからは、特に確認すべきことはございません。

○事務局 それでは、古笛主査、お取りまとめをお願いいたします。

○古笛主査 委員のほうから、実施要項案の審議のときから、この調査業務に関してはもう少し合理化できるところがあるのではないかということは何期にもわたってお伝えしているところではあるので、その点は前向きに検討していただきたいと思います。

本日の審議を踏まえて、市場化テストのほうにつきましては、3期、2期目のようにまた1者応札に戻ることもないということを期待しまして、終了する方向で監理委員会に報告させていただこうと思いますが、委員の先生方、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古笛主査 では、本日の審議を踏まえ、市場化テストを終了する方向で監理委員会に報告させていただきます。

こちらからは以上となります。

○事務局 ありがとうございました。本日はありがとうございました。

それでは、水産庁の方々は御退室をお願いいたします。

(水産庁 退室)

— 了 —